

千葉県教育委員会処務規程の一部改正について

令和4年3月22日
教育庁教育総務課
043-223-4143

1 主な改正点

(1) 組織の移管、見直しによる改正

改正内容	関係条項
組織の見直しに伴い、課名を変更、部長専決事項を追加。【児童生徒課】	別表第1（第14条）の3の課名、部長専決事項の1
組織の移管、見直しに伴い、課名を変更、部長専決事項を削除、課長専決事項を追加。【学校安全保健課】	別表第1（第14条）の3の課名、部長専決事項の3、課長専決事項の1、2
博物館の登録等に関する事務を知事の補助機関である職員に補助執行させることに伴い、文化財課長の専決事項を削除	別表第1（第14条）の3（文化財課）課長専決事項の7、8
組織の移管に伴い、課名、課長専決事項の削除。【体育課】	別表第1（第14条）の3の課名、課長専決事項の1、2

(2) その他の理由による改正

ア 千葉県職員服務規程の改正に伴い、「総務部長」を「企画管理部長」に読み替える規定を新設

イ 千葉県財務規則の改正に合わせ、財務会計に関する事務の専決区分等を改正

ウ その他軽微な修正

改正内容	関係条項
<ul style="list-style-type: none">「千葉県職員服務規程」第10条第2項の規定が新設されたことに伴い、「千葉県教育委員会処務規定」第67条を改正する。「千葉県教育委員会処務規定」第67条は、職員のサービスを服務規程の規定の例による場合の職務の読み替え（「総務課長」を「企画管理部教育総務課長」と読み替える等）規定であるが、現状だと「総務部長」の読み替えができないため、これができるよう改正するもの。 <p>「千葉県職員服務規程」第10条第2項 前項の場合において、職務に専念する義務の免除（総務部長が別に定める事由に係るものに限る。）の承認を庶務共通事務処理システムにより願い出たときは、職員は、同項の規定による職務専念義務免除願の提出をしたものとみなす。</p>	第67条
知事部局所管の千葉県財務規則の改正に合わせ、財務会計に関する事務の専決区分を改正。	別表第1（第14条）の1
<ul style="list-style-type: none">総務課長の専決事項欄に記載のある条例の題名を改正する。会計年度任用職員の制度が導入されることにより、令和元年千葉県条例第13号により題名の改正があったが、改正が漏れていたもの。	別表第1（第14条）の3（教育総務課）課長専決事項の22

2 施行期日

令和4年4月1日